

紀美野町第1回臨時会会議録

平成23年5月11日（水曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成23年5月11日（水）午前10時開議

第1 仮議席の指定について

第2 選 第1号 議長選挙について

○追加議事日程（第1号の追加1）

第1 議席の指定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

第4 諸般の報告について

第5 選 第2号 副議長選挙について

第6 発議第2号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第7 選 第3号 常任委員の選任について

第8 選 第4号 議会運営委員の選任について

第9 選 第5号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

第10 選 第6号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

第11 選 第7号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

第12 選 第8号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

第13 選 第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

第14 選 第10号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について

第15 議案第32号 監査委員の選任について

第16 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第17 議員の派遣について

第18 閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

第19 閉会中の継続調査の申し出について

(産業建設常任委員会)

第20

閉会中の継続調査の申し出について

(議会運営委員会)

---

○会議に付した事件

日程第1から第2まで

追加日程第1から第20

---

○議員定数 13名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	小 椋 孝 一 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君
9番	仲 尾 元 雄 君
10番	松 尾 紘 紀 君
11番	杉 野 米 三 君
12番	美 野 勝 男 君
13番	美 濃 良 和 君
14番	加 納 国 孝 君

---

○欠席議員

5番 北 道 勝 彦 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副	町	長	小	川	裕	康
教	育	長	橋	戸	常	年
消	防	長	家	本	宏	君
総	務	課	長	井	上	章
企	画	管	財	課	長	増
住	民	課	長	牛	居	秀
税	務	課	長	中	谷	嘉
保	健	福	祉	課	長	山
産	業	課	長	岩	田	貞
建	設	課	長	山	本	広
総	務	学	事	課	長	中
	(	教	育	次	長	)
生	涯	学	習	課	長	新
会	計	管	理	者	平	松
会	計	課	長	西	切	博
水	道	課	長	南	秀	秋
地	質	調	査	課	長	温
美	里	支	所	長	尾	花
代	表	監	査	委	員	向
					江	信
					夫	君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事	務	局	長	大	東	淳	悟	君
書				記	中	谷	典	代
								君

## 開 会

○事務局長（大東淳悟君）                      事務局長の大東です。よろしくお願いいたします。

着座をお許してください。

開会前に町長より議会招集あいさつと、執行部の紹介をしたいということでありますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

それから本日の会議は、議会の役員構成が中心でありますので、執行部の方々には、この後、各部署で待機をお願いしたいと思います。

なお、議長が決まりまして出席を求められた場合には、出席をお願いいたします。

それでは、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長（寺本光嘉君）                      平成23年紀美野町議会第1回の臨時議会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

皆さん方には過日、執行されました紀美野町議会議員一般選挙におきまして、見事当選を果たされましたこと、まずもって、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

本日、平成23年紀美野町議会第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆さん方には、何かと御多忙中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、去る3月11日に発生しました東日本大震災は、戦後最大の災害として、私たちに大きな衝撃をもたらしました。亡くなられた多くの方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。本町でも義援金箱の設置、被災地への職員の派遣、避難者に対する支援活動等、積極的に支援を行っているところであります。私の政策目標の一つである、安心・安全のまちづくりにより、防災行政無線の整備を初め、各種防災機材の整備、さらには各地域の自主防災組織の立ち上げ等に取り組んできましたが、さらなる充実強化を目指したいと考えております。

また、本年は皆さん方、御承知のとおり、長期総合計画の後期基本計画の策定年次に当たります。紀美野町のまちづくり政策方針において、安心・安全のまちづくりを初め、みんなでつくるまちづくり、住みやすいまちづくり、福祉の充実したまちづくり、豊かな教育を目指すまちづくり、活気のあるまちづくり、そして、行財政改革を目指すまちづくりの七つの柱の基本構想のもと、前期基本計画の進捗状況を勘案し、本年、後期基本計画を策定してまいります。紀美野町のまちづくりは、豊かな自然を生かし、町民の

方々の活力をいただきながら、ともに支え合う美しいふるさとを築いてまいります。

私が町政を担当させていただいてから5年数カ月が経過をいたしました。その間、議会の御協力をいただき、全力を傾注して町政を進めてまいりました。今後も町政の発展のため、議員の皆様とのさらなる御指導と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

- 事務局長（大東淳悟君） 本日の臨時会は議長が選出されておられませんので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の議員の加納国孝議員を御紹介します。

加納議員、議長席にお着きください。

- 臨時議長（加納国孝君） ただいま紹介されました加納国孝です。

地方自治法第107条の規定によって、議長が決まるまで、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

開 会

- 臨時議長（加納国孝君） ただいまの出席議員は13名です。北道議員から欠席届が出されていますので、報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回紀美野町議会臨時議会を開催いたします。

（午前10時10分）

---

- 臨時議長（加納国孝君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

- 臨時議長（加納国孝君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎日程第2 選第1号 議長選挙について

- 臨時議長（加納国孝君） 日程第2、選第1号、議長の選挙を行います。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時11分）

---

再 開

- 臨時議長（加納国孝君） 再開します。  
(午前10時18分)
- 臨時議長（加納国孝君） 選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。  
(議 場 閉 鎖)
- 臨時議長（加納国孝君） ただいまの出席議員は13名です。  
次に、立会人の指名をします。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番、美濃良和君、13番、美野勝男君を指名します。  
投票用紙を配ります。  
(投票用紙配付)
- 臨時議長（加納国孝君） 念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。  
投票用紙の配付の漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 臨時議長（加納国孝君） 配付の漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
(投票箱点検)
- 臨時議長（加納国孝君） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。  
(投 票)
- 臨時議長（加納国孝君） 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 臨時議長（加納国孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
開票を行います。美濃良和君、美野勝男君、開票の立ち会いをお願いします。  
(開 票)
- 臨時議長（加納国孝君） 選挙の結果を報告します。  
投票総数 13票  
有効投票 11票  
無効投票 2票

有効投票のうち、

加納国孝 9票

美野勝男 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、加納国孝が議長に当選しました。

○臨時議長（加納国孝君） 議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（加納国孝君） ただいま議長に当選した加納国孝が議場におりま  
すので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休憩

（午前10時30分）

---

再開

○臨時議長（加納国孝君） 再開します。

（午前10時31分）

○臨時議長（加納国孝君） これで臨時議長の職務は終わりました。御協力あり  
がございました。

しばらく休憩します。

休憩

（午前10時31分）

---

再開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午前10時41分）

○議長（加納国孝君） 議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、七良浴 光君、2番、町田富枝子君を指名します。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（加納国孝君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎追加日程第4 諸般の報告について

○議長（加納国孝君） 追加日程第4、諸般の報告を行います。

紀美野町代表監査並びに監査委員から例月出納検査結果に関する報告2件について、及び財政援助団体等監査に関する報告について、お手元に配付のとおり提出されておりますので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎追加日程第5 選第2号 副議長の選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（加納国孝君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、杉野米三君、10番、松尾紘紀君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（加納国孝君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付の漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 配付の漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長 (加納国孝君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長 (加納国孝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。杉野米三君、松尾紘紀君、開票の立ち会いを願います。

(開票)

○議長 (加納国孝君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 10票

無効投票 3票

有効投票のうち、

小椋孝一君 10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小椋孝一が副議長に当選されました。

○議長 (加納国孝君) 議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 (加納国孝君) ただいま副議長に当選されました小椋孝一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長 (加納国孝君) しばらく休憩します。

休憩

(午前10時48分)

---

再開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午後 1時00分）

◎追加日程第6 発議第2号 紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 追加日程第6、発議第2号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提出者、小椋孝一君、説明を願います。

（4番 小椋孝一君 登壇）

○4番（小椋孝一君） 発議第2号

平成23年5月11日 紀美野町議会議長 加納国孝様

提出者 紀美野町議会議員 小椋孝一

賛成者 紀美野町議会議員 美野勝男

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会義規則第14条第2項の規定により提出いたします。

紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例

紀美野町議会委員会条例（平成18年条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、総務文教常任委員会8名を総務文教常任委員会7名に改め、同条第2号中、産業建設常任委員会8名を産業建設常任委員会7名に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

提出の理由

紀美野町議会の議員の定数を定める条例が、平成23年4月24日執行の一般選挙から適用されたことに伴い、議員定数が16名から14名に減少されことにより、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の定数を、それぞれ8名から7名に改正するものであります。

以上でございます。

（4番 小椋孝一君 降壇）

○議長（加納国孝君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから、発議第2号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、紀美野町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時07分)

---

再 開

○議長(加納国孝君) 再開します。

(午後 1時47分)

◎追加日程第7 選第3号 常任委員の選任について

○議長(加納国孝君) 追加日程第7、選第3号、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務文教常任委員に美濃良和君、美野勝男君、加納国孝君、伊都堅仁君、上北よしえ君、北道勝彦君、町田富枝子君、以上7人を、

次に、産業建設常任委員に、杉野米三君、松尾紘紀君、仲尾元雄君、向井中洋二君、小椋孝一君、田代哲郎君、七良浴 光君、以上7人を、それぞれ指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した以上の方が、それぞれの常任委員に選任することに決

定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時49分)

---

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

(午後 2時10分)

○議長（加納国孝君） ただいま各常任委員会において互選されました委員長、副委員長を発表します。

総務文教常任委員長に、上北よしえ君。

副委員長に、美濃良和君。

産業建設常任委員長に、松尾紘紀君。

副委員長に、杉野米三君。

以上のとおり、それぞれ選任されました。

◎追加日程第8 選第4号 議会運営委員の選任について

○議長（加納国孝君） 追加日程第8、選第4号、議会運営委員の選任を行います。  
お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、美濃良和君、松尾紘紀君、仲尾元雄君、上北よしえ君、町田富枝子君、七良裕光君、以上6人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、以上の方が議会運営委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時12分)

---

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午後 2時22分）

○議長（加納国孝君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果について御報告します。

議会運営委員長に、仲尾元雄君。

副委員長に、七良裕 光君。

以上のとおり選任されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時22分）

---

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午後 2時23分）

◎追加日程第9 選第5号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第9、選第5号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、美野勝男君、杉野米三君、松尾紘紀君、伊都堅仁君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君、以上7名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、美野勝男君、杉野米三君、松尾紘紀君、伊都堅仁君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君、以上7名が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第10 選第6号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第10、選第6号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、上北よしえ君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、上北よしえ君、北道勝彦君、田代哲郎君、町田富枝子君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第11 選第7号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第11、選第7号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、美濃勝男君、向井中洋二君、七良浴 光君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員に、美野勝男君、向井中洋二君、七良浴 光君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第12 選第8号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

○議長(加納国孝君) 追加日程第12、選第8号、五色台広域施設、組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、美濃良和君、松尾紘紀君、仲尾元雄君、上北よしえ君、向井中洋二君、小椋孝一君を指名します。

ただいま指名のとおりで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員に、美濃良和君、松尾紘紀君、仲尾元雄君、上北よしえ君、向井中洋二君、小椋孝一君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第13 選第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第13、選第9号、和歌山県後期高齢者医療広域  
連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から  
指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、小椋孝一君を指名します。

ただいま指名したとおりで、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、小椋孝一君が当選されま  
した。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第14 選第10号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について

○議長（加納国孝君） 追加日程第14、選第10号、紀の海広域施設組合議会議  
員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から  
指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に、仲尾元雄君、伊都堅仁君、七良浴 光君を指名しま  
す。

ただいま指名したとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員に、仲尾元雄君、伊都堅仁君、七良裕光君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時33分）

---

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午後 3時32分）

◎追加日程第15 議案第32号 監査委員の選任について

○議長（加納国孝君） 追加日程第15、議案第32号、監査委員の選任について、議題とします。

この件について、美濃良和君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、美濃良和君の退席を求めます。

（美濃良和君 退席）

○議長（加納国孝君） 説明を願います。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） それでは、議案第32号、監査委員の選任の同意についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、美濃良和。

生年月日は、昭和26年2月25日生まれ。

住所は、紀美野町三尾川761番地でございます。

これにつきましては、原案どおり御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（加納国孝君）　　これから、質疑を行います。  
（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　これで質疑を終わります。  
これから、議案第32号に対し、討論を行います。  
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　　賛成討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（加納国孝君）　　起立多数です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

（美濃良和君 入場）

◎追加日程第16 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（加納国孝君）　　追加日程第16、議案第33号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認を求める件を議題とします。  
説明を願います。

税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君）　　それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

議案第33号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めらる。

平成23年5月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

次のページ、お願いします。

専決処分書

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお願いします。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成23年3月31日

条例第 9 号

紀美野町国民健康保険税条例（平成18年条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

このことにつきましては、地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正の内容を簡単に説明させていただきます。

第2条第2項中の国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額50万円から51万円に。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額13万円から14万円に。介護納付金課税額に係る課税限度額10万円から12万円に引き上げる。

第23条は、国民健康保険税の減額ですが、第2条の課税限度額の改正による額の改正でございます。

以上でございます。御審議いただきまして、御承認いただきますよう、よろしくお願

いたします。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (加納国孝君) これから、質疑を行います。

13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) この改正に関してお伺いしたいと思います。

ここに示されております第2条第2項における50万円、51万円。それから、先ほど減額という部分についておっしゃられましたが、それについて伺いたいと思います。

それで、この部分は所得という点で言うならば、どういうふうな水準の方が該当されるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長 (加納国孝君) 税務課長、中谷君。

○税務課長 (中谷嘉夫君) ただいまの美濃議員の御質疑にお答えいたします。

まず、該当するというあれでいいますと、中低所得者の被保険者の負担に配慮した、今回の国民健康保険税の見直しということになっております。

それから、対象者といいますと、一応、課税限度額50万円を超える方、もしくは後期高齢者であれば13万円を超える方、それから介護保険については10万円から超える方ということになっております。以上でございます。

減額ですか、減額という、同じ項目ということで、23条はそういうことになっております。そこに伴って、結局、その課税額の限度額を変えるということになっております。以上です。

○議長 (加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) とするならば、所得においては、どのような部分に当たるのかということで、もう一度お伺いしときたいと思います。所得の、ありますよね、高い低いから、その部分で、それはどの、何というんですか、階層という分では50万円以上と言われましたけど、それ50万円以上と言っても一般的にわかりにくいので、要するに所得の多い方とか、少なかったとか、そういうふうな分類でいうならばどうなるのか。

その方々が、うちの町ではどれぐらいの方が対象になれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 (加納国孝君) 税務課長、中谷君。

○税務課長 (中谷嘉夫君) 今の御質疑ですけども、ちょっと勉強不足で、どのく

らの所得というのは、ちょっと今のところわかりません。また後日、説明させていただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時45分）

---

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午後 3時48分）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 今の質疑でございますが、所得だけでは積算できないということで、資産もかかってきますし、高額所得者ということになります。その中で、基礎課税額では14世帯が50万円、51万円の対象を超える方が14世帯ということになっています。

それから、後期高齢者支援金等の課税につきまして、14万円につきましては24世帯、それから介護給付金等の限度額を超える方は8世帯となっています。以上でございます。

○議長（加納国孝君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対して、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号専決処分につき、承認を求める件は承認することに決定しました。

◎追加日程第17 議員派遣の件について

○議長（加納国孝君） 追加日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎追加日程第18 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎追加日程第19 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎追加日程第20 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（加納国孝君） 追加日程第18、追加日程第19、及び追加日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、本日の会議を閉じます。

平成23年第1回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午後 3時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年5月11日

議 長 加 納 国 孝

議 員 七良裕 光

議 員 町 田 富枝子